

樹木伐採等業務委託事務処理試行要領

(趣旨)

第1条 この特記仕様書により、発注者が定めた区域に存する市が管理する都市公園等の樹木伐採および剪定等の業務（以下「樹木伐採等業務」という。）を、受注者に委託して行うことに関し必要な事項を定める。

(指示業務)

第2条 受注者は、発注者から指示のあった次に掲げる業務（以下「指示業務」という。）を実施するものとする。この場合において指示業務は、1回の指示による業務委託料が100万円未満となるものとする。

(1) 樹木伐採・剪定

公園樹木の伐採および剪定に関すること。

(2) その他

公園内の除草等の管理に関すること。

2 発注者は、公園樹木等の状況に応じて、区域内の業務を受注者に指示しないことができる。

(業務責任者の配置)

第3条 受注者は、直接的雇用関係にある者を業務責任者として2名配置し、そのうち本業務に係る技術者資格を有する1名を、統括業務責任者としなければならない。

2 受注者は、統括業務責任者及び業務責任者を配置した場合は、統括業務責任者及び業務責任者通知書により、その名前等を発注者に通知しなければならない。統括業務責任者又は業務責任者を変更した場合も同様とする。

3 統括業務責任者は樹木伐採等業務委託の統括を、業務責任者は指示業務の管理を行うものとする。

4 統括業務責任者及び業務責任者は、指示業務に関する連絡が取れ、施行体制を整えることができる者でなければならない。

5 業務責任者の専任配置は、義務を要しないものとする。

(樹木伐採等業務の実施)

第4条 受注者は、樹木伐採等業務の実施に当たって、あらかじめ業務実施計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。

2 受注者は、樹木伐採等業務が完了したときは、その成果をあらわす書類等を添付し、業務委託完了報告書を発注者に提出するものとする。

(指示業務の実施)

第5条 発注者は、業務箇所、概要等を記載した樹木伐採等業務指示書（以下「指示書」という。）により、受注者に指示業務の実施を指示する。

2 前項の規定による指示は、受注者が指示書を受領することにより、指示があったものとする。ただし、緊急時等のやむを得ないときは口頭、電話、FAX等の方法により、指示することができるものとし、指示後、速やかに指示書を取り交わすものとする。

- 3 受注者は、前項の規定による指示があったときは、遅滞なく、業務に着手しなければならない。ただし、発注者の了承を得た場合はこの限りではない。
- 4 受注者は、指示業務が緊急的又は応急的な対応を要するときは、直ちに出勤し、必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、業務（指示業務を含む）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者から委任（下請負）承諾願が提出された場合において、緊急時等やむを得ない業務として発注者が認めた場合はこの限りではない。
- 6 発注者は、指示業務の実施に当たり、契約の単価にない業務の実施を指示する必要があるときは、受注者と協議して単価を追加することができる。この場合の追加する単価は、土木工事標準積算基準書（広島県）等に基づき算出した単価（直接工事費）に、当初諸経費率及び当初設計金額に対する当初業務委託料の割合（落札率）を乗じて得た額とする。

（検査及び支払）

第6条 受注者は、樹木伐採等業務委託に関わる前払金を請求できないものとする。

- 2 受注者は、指示業務ごとに業務委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、指示業務が完了したときは、遅滞なく、樹木伐採等業務委託特記仕様書（指示業務）に基づき必要な書類を添付し、指示業務完了通知書により、発注者へ通知するものとする。
- 4 発注者は、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に検査し、業務委託料を決定するものとする。
- 5 前項の業務委託料は、数量に契約の単価を乗じて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 受注者は、第3項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求できるものとする。
- 7 発注者は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

附 則

この要領は、2026年（令和8年）4月16日から施行する。